

第 17 回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (宇佐見委員)
- 委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 21 号議案「平成 22 年度教育費当初予算案について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 管理課長) 議案資料に基づき概略説明
- 学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明
- 打出教育文化センター所長) 議案資料に基づき概略説明
- 生涯学習課長) 議案資料に基づき概略説明
- 委員長) 細かい数字が並んでおりますが、概算要求の段階で私どもも議論をいたしました。そして、来年度予算としてでき上がって、既に公表は終わっているという、段階で今日、見せていただいております。
- ですので、これをどうするかといった議論は余りできないと思いますが、ご質問、あるいはご意見がありますでしょうか。
- 植田委員) 市民センター維持管理費が、1 億 2,200 万円増になっていますが、これは何でしょうか。
- 生涯学習課長) 21 年度につきましては、工事の関係で閉鎖をいたしましたので、維持管理経費に係る部分が、21 年度は通常よりも減額をされておりました。22 年度については、これを 12 カ月分に割り戻しました。元に戻ったということでございます。
- 植田委員) 維持管理費というのは、どういう内容ですか。

社会教育部長) 具体的に言いますと、館内清掃とか窓口に要する経費です。
21年度は館を閉鎖している時期がありましたが、22年度は
12カ月分必要になりますので、前年度に比べ大幅にふえたよ
うになります。

委員長) 他にございませんか。

植田委員) 子ども読書の街づくりの関係では、去年のような事業が特
に予定されていないので、予算が減っておりますが、いわゆる
400選については、非常に好評でありました。読書の道標み
たいな形で、非常に視覚的にも内容的にも良かったと思います。
また、新しい本が次々と出てきますので、継続していただきた
いと思いました。

私の希望では、こういうようなものを全国に売り出してもい
いのではないかと思います。

どこかの本屋さんが、売り出したいと言っていましたね。

学校教育部長) はい。

植田委員) 我々弁護士でも、いろいろな活動について、弁護士たちが
実践現場に基づいて資料等をつくります。それは中途半端な学
者や大学がつかれるようなものではない内容となっています。
それは、貴重な資料であり、政策提言であり、本屋さんに依頼
して出版したり、日弁連自身が印刷し、販売することもありま
す。私は400選についてもやってもいいのではないかと思います。
そのほうがおもしろいし、読書の街って一体何ということ
で、何も無いのは寂しいですね。柱になると思いますね。

学校教育部長) ありがとうございます。確かに昨年11月に行われました
パネルディスカッションでも、読書推進委員でもあるジュンク

堂の工藤社長からも、販売してはどうかというご意見もいただいております。その方向も探りましたが、手続的に幾つかの非常に越えないといけない壁がございまして、結局のところあきらめて、市の売店と、手持ちで売って回るという状況になっております。

それから内容的には、何年間に一度は見直さないといけないということは、課題として受けとめておりまして、今後も予算要求はしていきたいと考えているところです。

植田委員) この壁というのが一番問題ですね。まさに役所の壁ですね。もったいないですね。

学校教育部長) 一番、私たちが願っておりますのは、学校現場で活用し、そのリストを使って授業をしていただくということでございます。この事業については22年度が3年目になりますので、力を入れていきたいと考えております。

委員長) その辺の成果は、何か報告できることはありますか。

学校教育部長) 本日、朝日ヶ丘小学校で研究発表会がございましたが、その発表会のテーマに、読書の支援を受けて、モデル校として読書を関連させた授業発表も二つ三つございました。それをごらんになっていた元校長先生からも、少しずつ地道にやっているねというお言葉をいただき、ありがたかったと思っております。

委員長) ほかにございませんか。

植田委員) 情報を流しますと、こういういい本もあるから入れて欲しいという新たな情報が集まってくるのですね。そうすると、結果として、そこの本に入れてもらうことで、情報が非常に豊かになります。ですから情報を出すことの価値は、また情報を充

実させるという形です、この機能というのは捨てがたいものがあります。

委員長) 緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業とありますが、具体的には、総合的な知識を持っている方を導入しようということですね。

生涯学習課長) 非常に簡単に説明しますと、まず緊急雇用の方は、行政が直接雇用を行って事業を展開していくというものです、ふるさと雇用の方は、事業を委託することによって、委託先の業者で新たな雇用を生み出すと、こういう違いがございます。

委員長) 全部、県や国の補助対象ですか。

生涯学習課長) 100%補助になっております。

委員長) そういうのをうまく活用して、教育は人なりと言いますが、方々で人材不足だと聞きますが、そういう力をできるだけ借りるというのはいいことだなと思いました。

管理課長) 少し、訂正しますが、緊急雇用も事業を委託してもいいのですが、事業主が人を雇うということが前提になっております。直接雇うのと事業所が雇うのと二種類あります。

植田委員) これは専門家を獲得するためというよりも、ある種の失業者対策的なものですね。

委員長) 打出教育文化センターの事業を見ますと、情報についての詳しい知識がないとできないのではないですか。

打出教育文化センター所長) その件につきましては、専門性を持っておられる方に委託契約の形をとっています。

委員長) ほかにございませんか。

白川委員) 7ページの学力向上支援事業で120万円増額になってい

ますが、20ページでは、増額が100万円というのはどう見たらよいのですか。

学校教育課長) 今、7ページにあります120万円のうちの、100万円が全国学力・学習状況調査関連ということでございます。

白川委員) 100万円でどれぐらいのことができるのかなと思いましたが、分析を委託する部分ですね。

委員長) どういうふうに100万円を使うのかというご質問です。

学校教育課長) 内容は採点業務と、分析業務です。抽出校等については国が行います。残りの学校についてということで、今のところ100万円ということにしています。

例えば採点するところが、国と、委託先というふうに二つに分かれると採点規準が違ってくるおそれもありますので、その辺は今後調整をしていく予定にしております。

委員長) 重点的取組を見ますと、小中連携を推進するとありますが、予算はいらないのですか。

学校教育課長) 学力向上支援事業が2,600万円ございますが、その中に含まれております。

委員長) 教育委員会で重要だという認識がある事業を推進していくにあたって、予算の裏付けが必要です。何をするにしてもお金が必要です。ここに書いてある以外で、新たなものというのは難しいという理解でよいのですか。

管理部長) 限られた予算で確定しますので、新規事業ということになりますと、事前に市長部局と協議をして、新規事業と認められた部分について実施をしていくというような段階を踏んでいくという形になります。

委員長) 必要なものが出てきたときはどうするのですか。予備費とかですか。

管理部長) それは補正予算で対応することになります。

委員長) そうですか。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

議案第21議案号採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長) 次に、第22号議案「平成22年度芦屋の教育指針について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明

生涯学習課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 今までたくさんの意見があり、だんだんブラッシュアップされてきたように思いますが、印刷、原稿の校了も含めて発行までのスケジュールを教えてください。

学校教育課長) 各学校に配布するのは4月の当初です。年度初めの校園長会において説明することになりますので、それまでに印刷物ができ上がっている状態です。

3月20日ごろを目途に印刷物の納品。校了は、3月上旬を目途にしております。

修正等につきましては、校正の段階で変えられるものもございますので、もしご意見等ございましたら、本日、議決いただ

いて、微調整は可能です。

委員長) ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

学校教育部長) 7ページの最初の一番上のところですが、学校教育、5つの重点項目というその重点と、13ページの平成22年度学校教育6つの重点事項というところを、そのように改めております。どちらも重点ということをつけながら、取組内容ということで、今年度は委員さんのご意見を受けまして変えているところです。その点に関するご意見も承っております、7ページを5つの目標にしてはどうかというご意見もありますので、その辺のところも含めてご意見をお聞かせください。

白川委員) 7ページと13ページの重点項目と重点事項について、私も申しあげましたが、これが気になっていました。

学校教育部長) 白川先生と、宇佐見先生からもご意見いただきました。

委員長) 7ページを目標というふうに変えたらどうかということですね。

白川委員) 要するに、13ページはすごく具体的な内容なのですね。それから、小中連携のところは、おそらく、幼稚園側からも出てきたと思いますが、どうして幼稚園が入らないのか。13ページの部分は今年度の具体的な取組なので、幼稚園は入れないということになりましたね。ですから、7ページと13ページのレベルの違いを示した方がいいかもしれない。そうすると、学校教育の5つの重点目標としたほうがいいような気がしますね。

委員長) 皆さん目標になっていますか。目標にしたら多いなと思っておりますね。

植田委員) 目標ということで、私もそのほうがいいのかと思いましたが、その後の社会教育3つの重点項目というのがありますので、これが目標というのになると、合わなくなりますね。

三つの重点項目がありますよね。これは実は、今やっているものの具体的な実践的項目なのですね。ここを目標にすると何か違うなと思いました。

委員長) 社会教育が三つ並んでいて、構築とか向上とか、新しい時代の社会教育へなんていうのは、少しレベルが違うというのか、新しい時代の社会教育というと、何となくわかるということだけなのですね。

植田委員) 言葉が踊っている感じがします。

委員長) だから文章の中で使っていいとは思いますが、項目として、こういう言葉がいいのかなというのは、少し疑問に思いました。

教育長) 前に出ている重点項目というのは、これは社会教育にしる、学校教育にしる、いつの時代でもありますね。

委員長) 少し抽象的過ぎるところがありますが。

教育長) 学校教育で特に挙げたのは、私の気持ちでもありますが、毎年、これは改正されますが、読まなくても大体書いている内容がわかるようなものだったら、つukらないほうがいいという思いの中から、13ページの学校教育については、来年度はぜひやりたいと、学校側もこれを主体にして、これをもとにした学校の指針を出しなさいよということまで言っています。タイトルについては構わないのですが、混乱しなければ余りこだわっていません。

委員長) 11ページから学校教育ですから、ここでまた学校教育

6つのとなるから、本年度の主な取組でもいいわけですよ。

教 育 長) では、いろいろなご意見がありますが、平成22年度重点的
取組でよろしいですか。

植 田 委 員) はい。

白 川 委 員) 次の文章が、学校園や教育委員会において今年度重点的に
取り組む内容について以下に示しますぐらいではどうですか。

教 育 長) そうですね。

白 川 委 員) アンダーラインがある部分を取ってしまったらよいですね。

教 育 長) そうすることによって長いスパンでの目標と、今年度の目標
というのを分けたという、そういう趣旨ですから。

委 員 長) ほかはいかがですか。

宇 佐 見 委 員) そうしますと、ダイジェスト版には、最初の7ページか
13ページか、どちらを載せることになるのでしょうか。それ
もとも両方ともですか。

学校教育課長) 全体的な目標と、今年度の重点というところで両方載せます。

植 田 委 員) 今年はこれでいいと思いましたが、社会教育のところでは、
芦屋川カレッジは芦屋の文化の一つのエッセンスみたいなもの
で、こういう人たちがまた次の活動をしたりする。コミスクは、
学校教育との連携性も含めて活動していく、これら芦屋の持つ
ている、そういう光っている活動の事実ですよ、これをもっ
と私は正面に出して、その成果とそこから次へつなげるものが、
よりわかりやすくあってほしいという感じがしました。芦屋が
芦屋であり続けようと思えば、芦屋は努力するしかない。

努力って何かといたら、光っていた芦屋をもう1回光らせ
る。そこのあたりのところを、わかりやすく出していくことが、

明確な指針になってくるのかなというのも思いましたですね。言葉がちょっときらびやかに遊んでしまって、もう一つわからない。これから改善が必要かなという感じがします。

白川委員) 社会教育の43ページの「新しい時代の社会教育へ」となっていますが、その中に「家庭教育への支援」とありますが具体的な例が思い浮かばないのですが、家庭教育への支援というのは、学校教育ではなく、社会教育の分野なのですか、親支援と言わないで家庭教育と言うのですか。

生涯学習課長) 今までの、教育基本法では社会教育の中に家庭教育も含まれるものとして位置づけられておりました。しかし、法改正により、今回は家庭教育が独立して定義されたということでございます。

白川委員) 今までは家庭教育という言葉は使っていませんでしたか。

生涯学習課長) 使っておりますが、法の定義では社会教育の中のひとつであったということが、まず1点でございます。

それから現実の問題としては、この家庭教育への支援というのが、いろいろな場所で行われているという悩みが一つはございます。例えば子どもの支援という部分につきましては、行政の中にこども課というものができまして、例えば精道小学校にあった子育て支援センターも福祉部門のほうに移ってしまったということがございます。現実には、生涯学習課の中に、家庭教育支援というのがありますが、事業としては皆無でございます。

今後、取り組んでいくというのは、実際には白川委員がおっしゃっておられるように、親という意味で言えば、学校もしくは幼稚園、保育所、そうしたところが具体的なものは担ってい

るとというのが実情でございます。それから、親学というようにいわゆる講座形式のものは、公民館で取り組んでいるというのが実態でございます。

植田委員) 教育委員会と保育所の関係が、縦割りのところで分離化して、幼児保育みたいなところを教育委員会が外へ出している感じがします。

社会教育のほうで取り組むとしたら、ターゲットをより明確にして、もう一つの柱を、別建てにして設定すべきだと思います。

社会教育部長) 私のイメージとしましては、子どもは社会全体で育てていく必要がありますので、教育委員会で扱える部分だけではないのです。市全体で行政が横断的な施策を展開していく必要があります。特に福祉部門と連携を強めていかないと、なかなかうまくいかないのではないかと感じます、しかし限定的に社会教育のエリアの部分だけを書くとすれば、こういう形になってしまいます。

ただ、白川委員がおっしゃっているように、学校教育、それと社会教育で、この項目以外に、両部門で連携していかなければいけません。そういう部分の指針の中で両方で取り組むべきというのはあってもいいのかなと個人的には思いますが。

委員長) この中にも、学校、家庭、地域連携という言葉がいっぱいあるわけですね。それは学校教育課の裁量である、生涯学習課の裁量かなという発想自体を変えていかないと。

つまり土俵を一つにして、同じところで考える場をつくらないとならないのが課題であります。行政は縦割りと言うじゃな

いですが、それではどうしてもこういう問題は解決できないのではないかと思いますね。だから文化の問題で、市長部局と一緒にやってやる、これは一つの土俵ができたと思うし、家庭教育や社会教育というのは、そういう意味で、僕は非常にこれからも大事な考え方じゃないかなと思いますね。

次に、8ページ5番の(2)で、「教職員は、同僚の教職員と協力し」とありますが、わざわざ書く必要があるのですか。

教 育 長) 語彙にこだわるわけではありませんが、今、学校現場で、先生方同士がお互いに指導し、協力するということが、非常に希薄になっている。昔だったら先輩とか、同じ学年でも、学年の長になる人だとかいうのがありましたが、今はもうそれが無くなってきています。

委 員 長) 同僚というのは仲間という意味ですか。

教 育 長) 仲間、同僚という言葉にこだわりませんが、仲間であれ同僚であれ、もっとわかりやすく言えば、先輩の先生がもっと後輩を育てなければならぬという、そういう現実があります。

委 員 長) それは言われていましたね。

学校教育部長) もともとは朝日ヶ丘小学校で5年ぐらい前から使っております、東大教授の佐藤先生が教師の同僚性という言葉を使われておりまして、そういう含みで使っています。

白 川 委 員) 佐藤さんが使っているのですか。学びの共同体という流れからですね。

植 田 委 員) 同僚というと、同期とかいう感じですね。もし使うとしたら、他の教職員とか、教職員が互いにとかですね。

学校教育部長) 教職員同士がとかですか。

学校教育課長) 「同僚性」はもう一般化されていると考えて使わせてもらってもよろしいでしょうか。教員間の関係性を強めるという意味合いのものですから。

植田委員) 教職員体制も一つの組織なものですから、校長以下、言ってみれば新入の先生もいるわけじゃないですか。同僚というのは妙に狭さを感じます。

教育長) 現場では、校長や教頭が指導する、まして教育委員会が指導するというものに対して、教師間では上から指導されたということになります。しかし、同じ仲間の中で指導しあうことは教師側にとって非常に力になっていくのではないか。同僚という言葉も、悪いと言われればそうですが、この意味合いというのを大事にして我々は考えてつくりました。

植田委員) 同僚という言葉は一般化しているのですか。我々も、弁護士はどこに行ってもしよせん弁護士で、あとは選挙に出てくる会長、副会長しかいないですよ。同僚というイメージはないですね。

教育長) 一般社会と違って学校現場では、教育文化の伝承というのですか、特に小学校では、先輩の先生方の体験というのが非常に貴重な財産です。それが今、受け継がれなくなっている。それを受け継いでいきたい。

植田委員) それはどの文化でも同じだと思います、我々から見たら、闘う弁護士の根性とかポリシーがない者がごろごろ出てきているじゃないですか。これで依頼者に対して責任を持ってプロとして果たせるか、弁護団の中でもまれるわけです。

教育長) それは教育の世界でも同じかもしれません。だから同僚と

という言葉は、もう一度検討はしますが、現場では同僚という言葉の理解は早いものであると思っています。

植田委員) そうですか。

委員長) 私も教師をしていましたから、わざわざ書かないといけないということは、本当は情けないですね。

教育長) 教師力の低下というのは、多分にここにポイントがあると思っています。先生同士のつき合いが非常に希薄になっています。だから、ベテランの先生方はほとんど後ろへつないでいけないような状態になってしまっています。だからこそ、今、大事に取り上げています。

委員長) これはやっぱりリーダーシップですよ、教育委員会も含めてね。だから、具体的なところで話をしていかないと、抽象的になっただけじゃいけません。

もう随分と詳しく皆さんに見ていただいて、それぞれご意見を賜りました、まだ時間的な余裕は今月いっぱいぐらいあるようですし、何か気がつかれたことがあれば学校教育課、あるいは生涯学習課へ申し出ていただくということで。

白川委員) これは23年度に大幅に変えるのですか。

学校教育部長) 新しい学習指導要領が小学校は23年からですので変える必要があります。

教育長) それと教育振興基本計画もありますので、変更する必要があります。

白川委員) わかりました。

委員長) 全体的な感想を言うと、芦屋らしさみたいなものがまだ少ないと思いました。どこでも通用する大事な基本形も必要です

が、特にこれはという部分を示していただくとわかりやすいと思うし、教育振興基本計画でも当然、反映されることになると思います。

せっかく議論を積み重ねてきたのですから、大切なことだと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

議案第22議案号採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長）最後に、第23号議案「芦屋市社会教育関係団体登録の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長）議案資料に基づき概略説明

委員長）説明が終わりました。質疑はございませんか。

今、この登録団体の数はどのくらいですか。

生涯学習課長）2月1日現在で、351団体です。今回の分を含めると、368になります。

教育長）3番のサッカーは1回2,000円、次のハワイアン音楽は月謝5,500円、社会教育団体ではなく、営利団体と違いますか。

生涯学習課長）これにつきましては会場費です。会計の状況も、前年度の実績を提出いただいておりますが、基本的には会場使用料で皆さんお使いになっておられまして、講師が、謝金を取っている

というものではございません。ですから、営利とは言えないということでございます。

教 育 長) 会場はどこを使用しているのですか。

生涯学習課長) 個別の会場までは、ここに記載はございませんが、会場使用料としてお使いになっているということでございます。

教 育 長) ハワイアンは月額5,000円で、10人ですと月に5万円ですが、こんな会場があるのですか。

生涯学習課長) 例えばハワイアンですが、これは発表会もされておられまして、発表会はホテルを使ってされたりしておりますので、会場費が相当かかるということでございます。登録不可の団体の中には、人数は少ないですが、会長である講師が自分でやられていますから、ほとんどが講師料なのです。

教 育 長) やはり社会教育登録団体というのは市民に還元し、質素に頑張っている団体であるのが本来であって、あまり高い月謝を取っているようなところは考える必要があります。

委 員 長) 内規はあるのですか。

生涯学習課長) あります。

委 員 長) 規則ですか。

生涯学習課長) はいそうです。

白 川 委 員) 営利を目的とした事業はだめだと書いています。

委 員 長) 基準というか、営利というような場合にも、これを超したらいけないという、そういう内規はないのですか。

生涯学習課長) 基準はございません。その活動にかかる経費を会員が負担する場合は特に問題はありません。

社会教育部長) 自らが教室をして自分のところに収入が入ってくるというの

はもちろん認めていませんが、それなりのレベル人を呼んでやろうとしたら、それなりのコーチ代や、負担も高くなると思います。

それで、社会教育の目的、社会教育という範疇が非常に、趣味、娯楽的なものまで入るということになっています。

先ほどのハワイアンを例にしますと、別にホテルで発表会をしなくても、市民センターでやったらいいじゃないかという理屈もあるかもわかりませんが、そういうところに一定の線を設けても、月謝が高いからだめですとも言いにくいというか、その辺の基準が難しいですね。

また、芦屋の場合は、幅広く地域でそれぞれ生きがいを持ってやっていたらこうということでの活動の支援を、過去から支援をしてきているという実態がありました。団体数として多過ぎるかもわかりません。

委員長) 囲碁とかマージャンも出ていますが、また絵画ですか、そういうグループは一緒になって何かするのではなく、たくさん同じようなのがあってもそれはしょうがないのですか。

社会教育部長) ライオンズクラブでもたくさんある地域ですからね。

白川委員) 1番のムーミンググループと2番のムーミンググループは、曜日が違うだけですが、二つの団体として登録したほうがいいのですか。

生涯学習課長) 同じグループで曜日を変えてやられているのではないかとということで確認しましたら、別にグループをつくっておられるということでございました。構成員も若干違いました。

白川委員) 違うのですか。

生涯学習課長) はい。それは気になりましたので確認をしました。この子育てに関係する部分につきましては、こども課がいろいろな機会が集まるグループを育成しておりまして、1年間の活動歴ができたところを私どものほうに申請をされているということでございます。

教 育 長) これ私も知っています。

それから、登録不可のヨガセラピーの理由は。

生涯学習課長) 今、教育長がご質問の社会教育関係団体とどこが違うかということをお今回の要領の中では示させていただいております。

一つは、まず社会教育登録団体の場合であれば、講師は全員の総意で決められます。ですから、絵画の先生に何かあれば、違う人を講師として選べるということです。

私塾や文化教室の場合は講師が中心で、縦の人間関係がそこには生まれてくるということです。また会長や役員は互選で決められますが、個人がやられている文化教室の場合は、講師が自分、それで会長もご自身がされて、そこに講師料を発生させる。いわゆる営利的なものにつながるということになります。

それから基本的には今言いましたように、今回の場合、この不可のところは自分がその教室を開くために、自分が会長になり、自分が会費を決めて人を集めているというものがこの一番下のところに該当したということでございます。

教 育 長) ワップの会の不可の理由は。

生涯学習課長) 前回6月の一斉切りかえのときも申し上げましたように、社会福祉の活動を主たる目的とされている団体でございますので、社会教育活動とは切り離しております。

社会教育部長) 規則の 10 条にありますように、社会教育に関する事業が主たる目的ではない。主たる目的は福祉活動、障がいの福祉活動を主として活動されています。あくまでも社会教育登録団体ですから、社会教育を主たる目的でやられている団体を対象としております。

植田委員) 社会教育ではなく別で認めていることはあるのですか。

生涯学習課長) 6月のときにご説明申し上げましたように、身体障害者福祉協会、それから知的障がいを持つ育成会、それから精神障がいの家族会、それから重度の障がいをお持ちの父母の会、これらにつきましては社会教育活動をされてるということと、あくまでそういう当事者間の、基本的には公益的な事業をされてるということで、社会教育関係団体ではなく、芦屋市の市民センターの指定団体として使用料については3割の減免が受けられるということですから、そちらのほうに切りかえております。

植田委員) 福祉のほうからアプローチして、こういう減免が受けられる。

生涯学習課長) はい。私どものほうからそういう形にさせていただきました。ただ将来的に、7月に福祉センターを設置する予定にしておりますので、福祉センターにつきましては障がい者団体等は無料で会議室が利用できる予定と聞いています。ただ、社会教育施設の不足分を補うために、福祉センターについても、社会教育関係団体等については3割の減免で相互に利用できるような体制をとる事を検討しております。

委員長) 随分とたくさんの団体があって、芦屋の中でいろいろな活動をされている団体の報告が上がってくるわけですね。

生涯学習課長) 報告は切りかえ時のみです。

委員長) 切りかえ時のみに活動報告ということですね。全然活動をし
ないということになれば、もう登録はしないということですか。

生涯学習課長) 活動されていないところは何の利益も得ません。単に手
続をしているだけになってしまいます。

委員長) そんな団体があるとすれば、次の登録へつながるんですか。

白川委員) 次は登録してこないと思いますよ。

生涯学習課長) 登録してこないであろうと思います。

委員長) 幽霊団体はないのですか。

生涯学習課長) この中には幽霊団体はございません。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに
ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

議案第 2 3 議案号採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長) 日程第 5 閉会宣言